

雨水流出抑制施設の設置協議について\*

今回の計画は横浜市開発事業の調整等に関する条例に該当しますか？

該当します

該当しません

条例で雨水流出抑制施設の設置が必要な区域ですか？下記の方法でご確認ください。

必要な区域

「雨水流出抑制施設設置解除区域」の町名表示 (PDF形式)

[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/kasen/jigyosha/yokusei.files/1\\_02.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/kasen/jigyosha/yokusei.files/1_02.pdf)

※上記での判断が難しい場合、区画整理事業区域などの既設雨水調整池の流入区域における計画などは河川管理課(協議指導担当)窓口へご確認ください。

不要な区域

☆雨水流出抑制施設の設置協議が必要となります。

※設置解除区域内や、区画整理事業区域内の二次開発などで十分な貯留量を有する既設雨水調整池がある場合は、「雨水流出抑制施設の設置協議」は不要となります。

今回の計画地は、特定都市河川流域ですか？下記の方法でご確認ください。

はい

◆ホームページで確認する場合

「特定都市河川流域図(鶴見川)」(PDF形式)

[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/kasen/jigyosha/tokutei.files/0124\\_20220602.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/kasen/jigyosha/tokutei.files/0124_20220602.pdf)

特定都市河川流域図(境川)」(PDF形式)

[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/kasen/jigyosha/tokutei.files/0125\\_20220602.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/kasen/jigyosha/tokutei.files/0125_20220602.pdf)

※上記での判断が難しい場合は河川管理課(協議指導担当)窓口へご確認ください。

いいえ

☆特定都市河川浸水被害対策法(H16.5.15施行)に基づき雨水流出抑制施設の設置を義務付けられる場合があります。

別途、協議担当者へ申し出ください。

(本法律と開発調整条例どちらも該当する場合、両者の基準を満たす施設が必要になります。)

雨水流出抑制施設の設置は不要です。

下水管の流下能力が不足している場合には、遊水池等の設置を求められる場合があります。

→所管：環境創造局管路保全課(開発調整担当)へご確認ください。

開発事業区域面積に応じて設置する雨水流出抑制施設が異なります。(開発調整条例)

500㎡以上 1,000㎡未満	・雨水浸透施設(雨水浸透ます等)
1,000㎡以上 3,000㎡未満	・雨水調整池(開発事業区域面積から対策貯留量を求めます) ※条件が整えば下記施設に代えることができます。ただし、上記で求めた対策貯留量に基づき、換算により施設規模を算出します。 ・雨水貯留施設、雨水浸透施設(雨水浸透ます等)
3,000㎡以上	・雨水調整池(開発事業区域面積から対策貯留量を求めます)

※当該地に既設の雨水流出抑制施設がある場合は別途手続が必要になりますので、河川管理課(協議指導担当)へご確認ください。